

令和2年度予算編成方針

本市財政は、歳入面では、県費負担教職員権限移譲に係る財源を除く主要一般財源が、平成11年頃から頭打ちの状況が続いている一方、歳出面では、平成5年以降、義務的経費の増加を投資的経費の削減で対応してきているのが実状である。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も、近年では扶助費の増加などにより90%台後半で推移し、硬直化している状況にある。【別紙1及び2参照】

今後の財政見通しにおいても、歳入面では、市税や譲与税・交付金は堅調に推移する見込みであるものの、歳出面では、高まる保育需要や高齢化の更なる進展等による社会保障関係費や、インフラを含む公共施設の長寿命化対策及び更新にかかる経費が確実に増加していく見込みであり、令和2年度から令和4年度までの3年間の収支差は約798億円となる見通しである。さらに、財政調整基金残高も、過去3年間で約75億円減少し、収支差対策の余力も限られてきているのが現状である。

加えて、人口減少への転換や複雑化する地域課題など、本市を取り巻く環境は大きく変化してきており、それに伴って多様化する行政ニーズに適切に対応していくためには、歳出削減と歳入確保を徹底し、将来を見据えた持続可能な財政基盤を構築しながら、本市が有する魅力や市民力といった都市個性を活かしたまちづくりに資する施策を展開していく必要がある。

以上を踏まえ、令和2年度予算編成は以下の枠組みにより進めるので、各局等の予算要求における特段の協力をお願いする。

1. 予算重点配分経費

重点配分経費として区分する事業は、市民が主役のまちづくり、安全安心で誰もがいきいきと活躍できる暮らしの確保、都心再構築や経済活性化・交流人口拡大による持続的な都市活力の創出、防災環境都市の強化と発信、変革を実現する市役所経営を主な分野とし、議会における議論も踏まえ、これらに必要な施策に要する経費を精査の上配分する。

2. その他の経費

(1) 義務的経費

人件費、法定扶助費、公債費、左記に準ずる特別会計繰出金、積立金及びこれらに準ずる義務的経費については、法令上又は制度上削減が難しい経費ではあるが、過去の不用額の状況等の再精査を踏まえた要求とし、所要額を精査の上配分する。

(2) 変動経費

福祉施設整備費助成、地域施設整備、企業誘致助成、区画整理、学校建設、システム開発・更新など、各種計画等に基づく年度間の増減はあるものの継続的に実施すべき事業に要する経

費等については、別に示す変動経費に係る要求上限一般財源額の範囲内で、計画の見直しやコスト縮減等により可能な限り抑制した要求とする。これら以外の例えば年央開始事業等のため通年予算化が必要な経費等については、可能な限り経費を精査・圧縮した上での要求とする。

なお、この区分に係る事業は、今後の予算総額に対する財源確保の見通しや収支不足の状況等も踏まえ、要求上限一般財源額の範囲内での要求であっても、事業実施の緊急性等の観点から年次計画や規模等の見直しについて再度検討を行い、所要額を精査の上配分する。

(3) 一般経費

上記1及び2(1)(2)以外の経費の総額を一般経費とする。各局等の主体的な歳入創出、事務事業効率化に向けた取組みを促すため、ゼロシーリングを設定し、令和元年度当初予算における一般経費に係る要求上限一般財源額の範囲内での要求とする。

各局等においては、前述の課題認識を十分に踏まえ、局等内全体としての財源配分調整を行い、要求上限一般財源額を遵守の上要求するものとし、当要求区分においても精査・査定の上配分する。

なお、例年同様、財源創出の取り組みにより、一般財源効果額があるものについては、別途示す基準により要求上限一般財源額へ上乗せするとともに、創出された財源を充当した事業については一定の配慮を行うこととする。

3. 歳入確保とトータルコストの抑制等

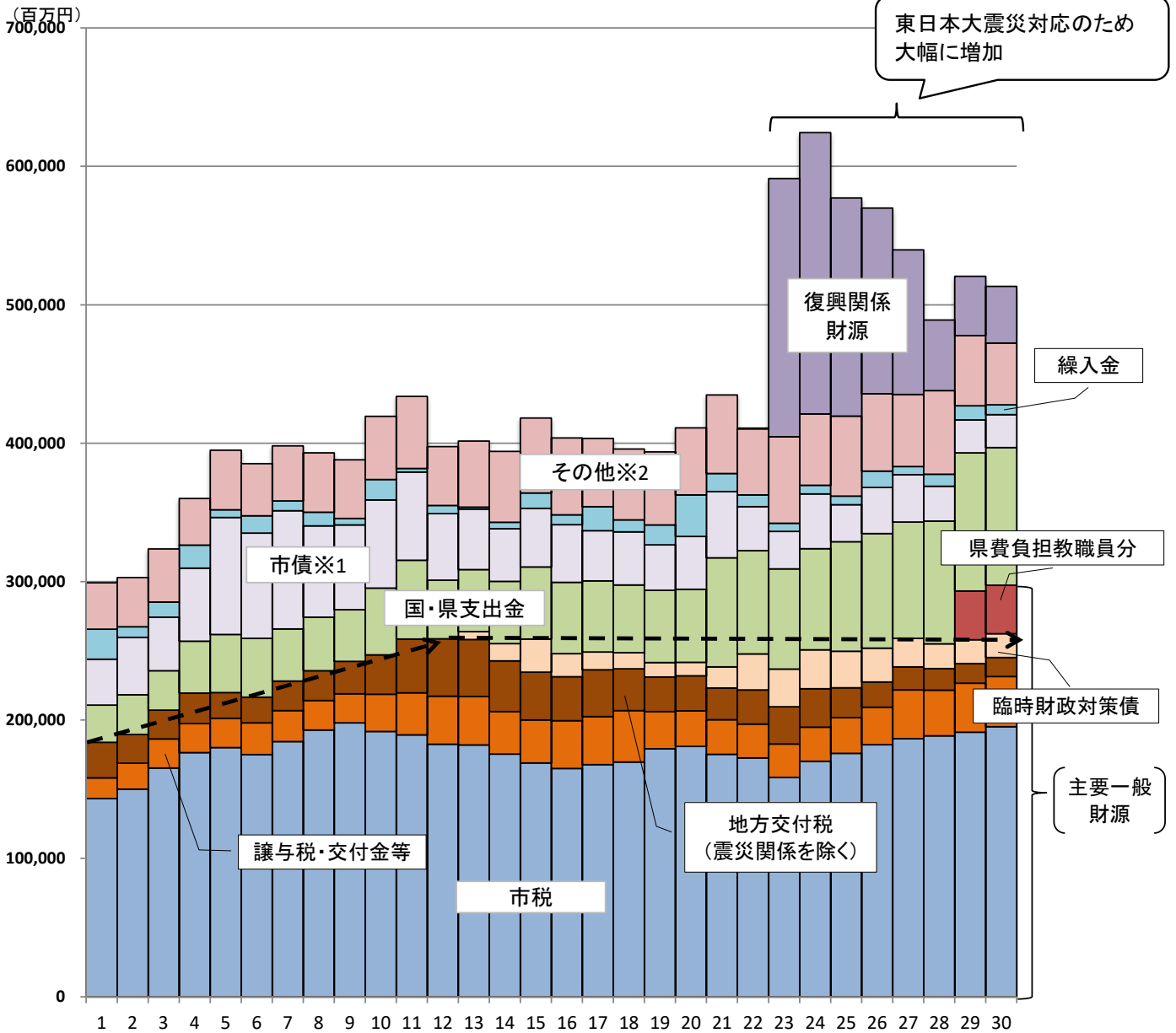
「仙台市役所経営プラン」を踏まえ、歳入面では、市税等の収納率向上はもとより、国及び県支出金の獲得や、既存資源の有効活用による新たな財源創出に積極的に取り組むなど、引き続き歳入確保策の強化を図ることとする。また、歳出面では、超過勤務縮減の視点も踏まえた人件費の抑制や、事務事業の内容及び手法の見直しによる更なるコスト縮減を図ることとする。

持続可能な都市経営を行うべく、これまで以上に歳入歳出両面にわたる取組みを推進するとともに、選択と集中による予算の適正配分を一層徹底されたい。

4. その他

上記のほか、予算の見積りにあたっては、適正な予算執行を確保する観点から改めて関係法令等を遵守徹底していただくとともに、別途通知する予算編成要領に基づき予算の見積り等に当たられたい。

歳入決算額の推移(普通会計ベース)



※1 市債・臨時財政対策債を除く

※2 その他・分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

(年度)

○政令指定都市移行から平成10年頃まで

- ・全国的な好景気を背景とした市税の増加傾向は、平成3年頃のバブル崩壊以降も国の積極的な景気浮揚対策などに支えられて、本市では平成9年度まで継続。
- ・国の景気浮揚対策による積極的な公共事業の実施に伴い市債は高水準を継続。

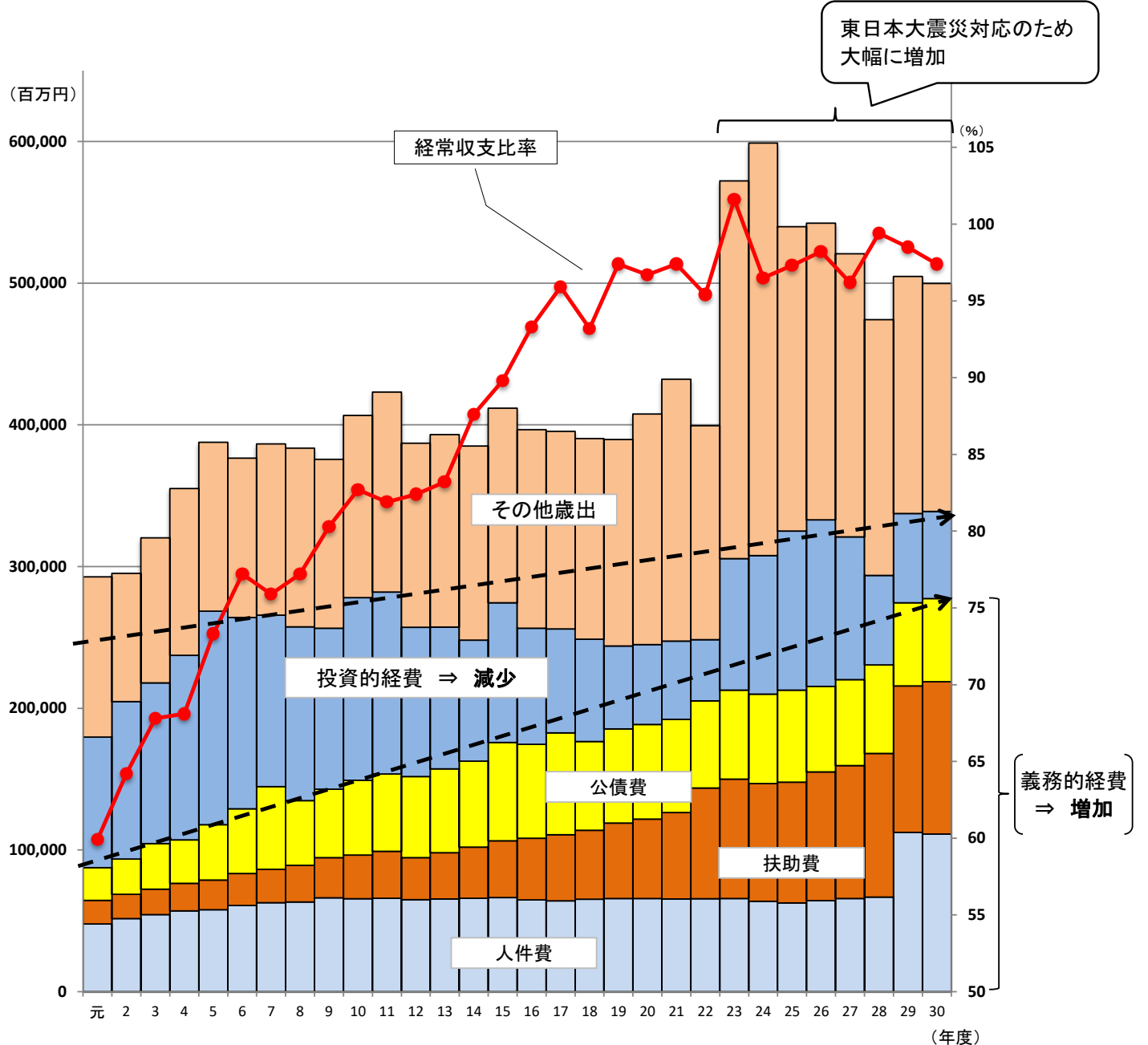
○平成11年頃から平成22年度まで(震災前)

- ・市税は、平成9年度をピークに減少に転じた。その後国の金融緩和政策などによる輸出関連産業を中心とした好景気により一旦は増加に転じたが、平成20年頃のいわゆるリーマンショックにより再び減少に転じた。
- ・平成11年頃から、全国的な景気の低迷により、市税、地方交付税を始めとした主要一般財源は今日まで頭打ちの状況が継続。なお、平成13年度に、国における地方交付税の財源不足のため、代替措置として臨時財政対策債が創設され、以降地方交付税からの振り替わりの傾向が強まっている。
- ・平成16年度から18年度にかけて、地方税財政制度に係る三位一体改革が行われた。経済情勢の影響等もあり単純な評価は難しいが、本市では、市税の増収以上に国庫補助負担金及び地方交付税が減額。特に平成20年度においては、財源不足による大幅な基金取崩しを余儀なくされ、平成21年度予算編成では、財源確保のため都市整備基金及び市庁舎整備基金を廃止し財政調整基金に編入する事態に至った。

○平成23年度以降

- ・東日本大震災への対応のための国からの復興交付金や震災復興特別交付税の交付により、市の財政規模が大幅に増加。
- ・平成29年度より県費負担教職員権限移譲に伴い、新たに県民税所得割臨時交付金等が増加。

歳出決算額と経常収支比率の推移(普通会計ベース)



1. 歳出決算額

○政令指定都市移行から平成10年頃まで

- ・政令指定都市移行後の様々な都市基盤整備推進に伴い、投資的経費が増加するとともに、その財源として発行した市債の元利償還も少し遅れて増加。業務増等により人件費も増加。
- ・扶助費は、高齢化の進展等により増加。

○平成11年頃から平成22年度まで(震災前)

- ・人件費は行財政改革計画に基づく人員削減等により横ばい。
- ・扶助費は高齢化の更なる進展等により確実に増加を続けた。
- ・公債費は投資的経費の縮減により横ばい、減少に転じたが、普通交付税の振り替わりとしての臨時財政対策債の導入により、全体としては横ばい。
- ・これらに対応して、主要な政策的経費であった投資的経費を縮減せざるを得ない状況が継続し、平成22年度の投資的経費はピークであった平成10年度の約3分の1にまで減少し、公共施設の老朽化対応も遅れ気味になるなどの課題も発生。

○平成23年度以降

- ・東日本大震災への対応のため、投資的経費やその他の経費を中心に市の財政規模が大幅に増加。
- ・平成29年度より県費負担教職員権限移譲に伴い人件費等が増加。

2. 経常収支比率

- ・財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、扶助費などの経常的な支出の増加に伴い、平成元年以降、上昇傾向が続いており、財政状況が硬直化している。